



NEWS LETTER

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。コロナ禍ではありますが、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

4

2021



変わる賃上げ税制
～ 投資不要、新規雇用のみで判断
中小企業向けは要件が簡素に ～

業務災害にもなりうる
新型コロナウイルスへの感染

初任給の改定状況

打倒コロナ！
攻めの補助金新登場
事業再構築補助金

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

変わる賃上げ税制

～ 投資不要、新規雇用のみで判断 中小企業向けは要件が簡素に ～

賃上げ促進を図るため設けられている税制上の優遇措置が、令和3年度税制改正により改正されます。この改正の概要を、令和3年2月15日現在公表されている情報※をもとに確認しましょう。

賃上げ特典となる税制優遇措置

青色申告書を提出している事業者が賃上げ等を行った場合に、その賃上げの一部を税額控除できる優遇措置があります。ただし、その事業者が中小企業者等か否かで、適用できる制度は異なります。

	適用できる優遇制度
中小企業者等以外	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）
中小企業者等	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）★ ● 所得拡大促進税制★

★重複適用不可

中小企業者等とは

中小企業者等とは、中小企業者及び農業協同組合等を指します。この場合の“中小企業者”とは、次に掲げる事業者（適用除外事業者を除く）をいいます。

- ① 資本金若しくは出資金の額が**1億円以下**の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が**1,000人以下**の法人
- ③ 常時使用する従業員数が**1,000人以下**の個人

ただし上記①のうち次のいずれかに該当する法人は、“中小企業者”に該当しません。

イ) 発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除く。以下同じ）の総数又は総額の**2分の1以上**を**同一の大規模法人に所有**されている法人

ロ) 発行済株式又は出資の総数又は総額の**3分の2以上**を**複数の大規模法人に所有**されている法人

なお、適用除外事業者とは、前3事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。

生まれ変わる『賃上げ税制』

1. 従来の『賃上げ税制』

賃上げ税制の主な適用要件として、右の2つがあります。

- ✓ **賃上げ要件**
- ✓ **国内設備投資要件**

これらの要件をすべて満たした場合に、税額控除が適用できます。また、教育訓練費の増加に応じた上乗せもあります。



経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/mai/n/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

2. 改正後の『人材確保等促進税制』

改正後は、国内設備投資要件を撤廃した上で、人材育成への投資特典としての教育訓練費の上乗せはそのままに、**新卒・中途採用による外部人材の獲得をメイン**とした『人材確保等促進税制』へと生まれ変わります。

【通常要件】
新規雇用者（新卒・中途）給与等支給額
 が前年度より**2%以上増加**

【措置内容】
 ✓ **新規雇用者給与等支給額（※）の15%**
 を税額控除

※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
教育訓練費
 が前年度より**20%以上増加**

【措置内容】
 ✓ 控除率を**5%上乗せ**

(控除上限は、法人税額の20%)

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

■ 中小企業向けの『所得拡大促進税制』

1. 従来の『所得拡大促進税制』

中小企業者等が適用できる『所得拡大促進税制』は、『賃上げ税制』とは異なり“賃上げ”の要件のみですが、右上のように2つあります。

- ✓ **継続雇用者の賃上げ要件**
- ✓ **全体の賃上げ要件**

これらの要件をすべて満たした場合の税額控除は、全体の賃上げ（増加額）がベースです。また、『賃上げ税制』と同様、上乗せ措置はありますが、この場合の要件は『賃上げ税制』と異なり、教育訓練費の増加以外にも

要件があります。

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上

かつ

【通常要件②】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**15%を税額控除**

【上乗せ要件】
継続雇用者給与等支給額が
前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと

I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**25%を税額控除**

※控除上限は、法人税額の20%

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

2. 改正後の『所得拡大促進税制』

改正により簡素化され、賃上げ要件として求められる値は“**全体**”のみとされました。

【通常要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**15%を税額控除**

【上乗せ要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が
前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと

I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**25%を税額控除**

※控除上限は、法人税額の20%

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

いずれの改正も、令和3年4月1日以降開始事業年度（個人（所得税）は令和4年分）から適用開始となります。

(※) 経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

業務災害にもなりうる 新型コロナウイルスへの感染

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大が続く中、業務中に新型コロナに感染する事例が見受けられます。このような場合は、業務災害として労災保険の給付の対象となります。ここでは労災認定の事例を取り上げるとともに、業務災害として休業が発生したときに提出が必要な労働者死傷病報告について確認します。

労災請求件数

厚生労働省が公表している新型コロナに関する労災請求件数は、2021年2月12日現在で4,640件あり、そのうち支給決定が2,132件となっています。

これを業種別で確認すると、8割近くが医療従事者等の請求となっているものの、その他の業種でも請求が行われています。

厚生労働省が挙げている労災認定事例では、飲食店店員について以下のような判断により、支給決定されています。

このように、状況によっては医療従事者等以外であっても、新型コロナの感染が業務災害として認められることがあります。

労働者死傷病報告の提出

業務災害により休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要です。業務中に新型コロナに感染・発症して休業した場合でも同様であり、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に提出する必要があります。

この際、労働者死傷病報告（様式第23号）の傷病名には

新型コロナウイルス感染による肺炎

と記入し、「災害の発生状況及び原因」欄には、感染から発症までの経緯を簡潔に記入します。なお、発生日時は陽性判定日ではなく、**傷病の症状が現れた日付を記入**します。

【認定事例】

飲食店店員のAさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Aさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Aさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

会社で感染対策を十分に行っていても、特に不特定多数の人と関わるような業務では、新型コロナに感染する可能性があります。新型コロナの感染者が発生した際には、会社としても感染原因、感染経路、発症日、症状等を明確に把握するとともに、必要に応じて、業務災害としての申請を行う必要があります。

初任給の改定状況

2019年以前は人手不足の状態が続き、新卒採用が増え、初任給も増加する傾向にありました。しかし2020年以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、雇用環境は変化しました。ここでは2020年の初任給の改定状況をみていきます。

2020年の新卒採用状況

人事院が2020年10月に発表した調査結果※から、2020年の新規学卒者（以下、新卒）の採用状況をみると、新卒採用を行った割合は、回答企業全体では大学卒が51.5%、高校卒が32.8%となりました。また、企業規模が大きくなると、新卒採用を行った割合が高くなる傾向がみられます。

改定状況は据置きが66.4%

新卒採用企業における大学卒の初任給の改定状況をまとめると、下グラフのとおりです。

規模計（回答企業全体）では、増額が32.9%、据置きが66.4%、減額が0.7%となりました。据置きとする割合が60%以上を占めています。企業規模が小さくなるにつれて、据置きの割合が高くなっています。

初任給の増減率は3%未満に

調査対象職種から、大学卒事務員の平均初任給月額をまとめると、下表のとおりです。

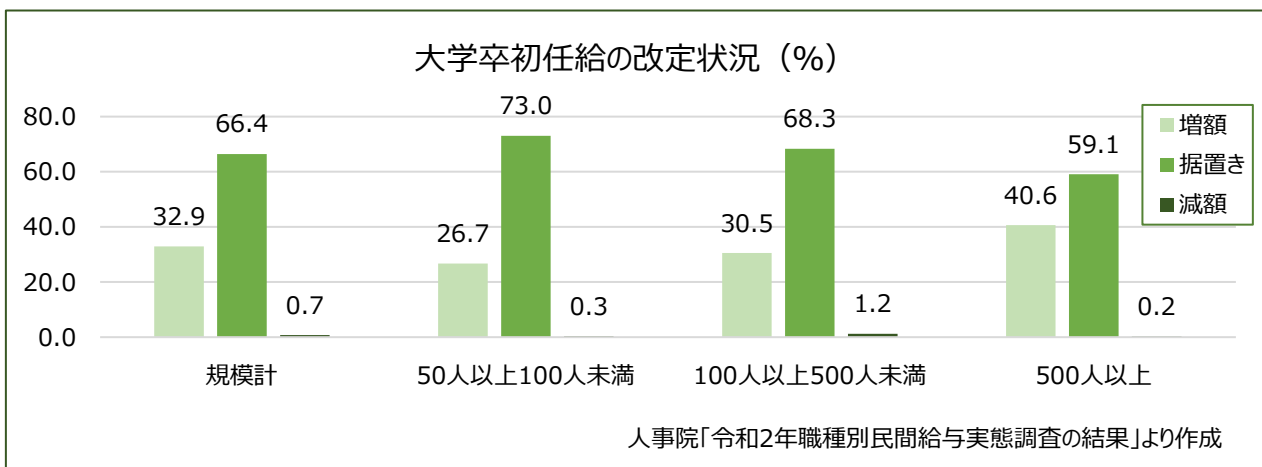
2020年の大学卒事務員の平均初任給月額と増減率（円、%）

	平均初任給月額	増減率
規模計	204,584	1.5
500人以上	209,240	2.5
100人以上500人未満	201,402	0.8
50人以上100人未満	196,338	-0.0

人事院「令和2年職種別民間給与実態調査の結果」より作成

50人以上100人未満以外は20万円を超えています。2019年からの増減率では、50人以上100人未満以外はプラスになりました。

コロナ禍にある2021年は、2020年以上に据置きや減額となる割合が高まることも考えられます。



※人事院「令和2年職種別民間給与実態調査の結果」

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所を対象にした調査です。令和2年（2020年）は無作為に抽出した11,970事業所を対象に行われました。初任給の調査対象職種は、新卒事務員、新卒技術者、新卒研究者などとなっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。 https://www.jinji.go.jp/kyuuyo/minn/minnhp/minR02_index.html

打倒コロナ！ 攻めの補助金が新登場 事業再構築補助金

第3次補正予算の中で特に目を引くのが、1兆円超の巨額予算が投じられる「中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）」。

これまでのコロナ対策関連の補助金等は、主に事業の継続や雇用の維持を目的としたものでしたが、今回はこれらとは違い、次へ進むための補助金です。変化に対応し思い切った挑戦を試みる企業を、力強く後押ししてくれます。

■ 補助額は1社あたり100万～1億円

対象は、①コロナで売上が減少し、②事業計画を立てて取り組み、③一定の目標を達成する中小企業等。小規模事業者や個人事業主も対象です。具体的な要件は次の通りです。

●対象となる中小企業等

- ① 申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月（連続でなくてもよい）の合計売上が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少
- ② 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- ③ 3～5年で付加価値額の年平均3.0%（一部5.0%）以上か、従業員一人あたり付加価値額の年平均3.0%（一部5.0%）以上増加を達成

●例えばこんな場合に…

飲食業	居酒屋経営	オンライン専用の注文サービスを新たに開始
	喫茶店経営	飲食スペースを縮小し、新たにコーヒーや焼菓子のテイクアウト販売を実施
製造業	半導体製造装置部品製造	半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始
	伝統工芸品製造	百貨店での売上激減により、ECサイト（オンライン上）での販売を開始
運輸業	タクシー事業	新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得して宅配サービスを開始

サービス業	高齢者向けデイサービス	一部事業を他社に譲渡。別の事業を買収し、病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始
情報処理業	画像処理サービス	映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向け診断サービスを開始

●補助額と補助率

まずは通常枠が、そして無事ステップアップを果たした事業者には、卒業枠やグローバルV字回復枠が用意されています。

補助額と補助率		補助額	補助率
中小企業	通常枠	100万円～6,000万円	2/3
	卒業枠	6,000万円超～1億円	2/3
中堅企業	通常枠	100万円～8,000万円	1/2（4,000万超は1/3）
	グローバルV字回復枠	8,000万円超～1億円	1/2

この他、緊急事態宣言特別枠もあります。

■ 電子申請用のID取得が先決

電子申請での受付となり、**GビズID**が必要です。GビズIDができるまでには2～3週間ほどかかるため、申請をお考えの場合は、事前に取得しておかれるとよいでしょう。

GビズID : <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

2021年4月

お仕事備忘録

1. 所得税、贈与税等の申告納付期限の延長

2. 36協定届の様式と本社一括届出の取扱い変更

3. 改正高年齢者雇用安定法の施行（70歳までの就業機会確保の努力義務化）

4. 賞与支払届・算定基礎届の総括表廃止

5. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

6. 社会保険料率等の変更

7. 労働者名簿の調製

1. 所得税、贈与税等の申告納付期限の延長

令和2年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告・納付は、1月の緊急事態宣言の発令に伴い、4月15日まで延長されました。

また、所得税の確定申告の振替日、個人事業者の消費税の振替日も、それぞれ5月31日、5月24日に延長されています。

2. 36協定届の様式と本社一括届出の取扱い変更

4月から36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の様式が新しくなります。3月末からは、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。

3. 改正高年齢者雇用安定法の施行（70歳までの就業機会確保の努力義務化）

4月より、従来の65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業機会を確保するため、定年引上げや継続雇用制度導入などの「高年齢者就業確保措置」を講ずることが努力義務になります。

4. 賞与支払届・算定基礎届の総括表廃止

4月1日以降、社会保険の賞与支払届や算定基礎届に添付する総括表が廃止されます。これに伴い、賞与を不支給とする際は、新たに「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」により届け出るようになります。

5. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

6. 社会保険料率等の変更

令和3年度の雇用保険料率は令和2年度より変更はありません。健康保険料率、介護保険料率は3月分（4月納付分）から変更となります。

7. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。



取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	木	先負	
2	金	仏滅	
3	土	大安	
4	日	赤口	清明
5	月	先勝	
6	火	友引	
7	水	先負	
8	木	仏滅	
9	金	大安	
10	土	赤口	
11	日	先勝	
12	月	先負	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分）
13	火	仏滅	
14	水	大安	
15	木	赤口	●申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付（緊急事態宣言により、3月より期限延長） ●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	金	先勝	
17	土	友引	
18	日	先負	
19	月	仏滅	○所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）は、緊急事態宣言発令に伴い、2021年5月31日（月）に延長されました。
20	火	大安	穀雨
21	水	赤口	
22	木	先勝	
23	金	友引	○個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）は、緊急事態宣言発令に伴い、2021年5月24日（月）に延長されました。
24	土	先負	
25	日	仏滅	
26	月	大安	
27	火	赤口	
28	水	先勝	
29	木	友引	昭和の日
30	金	先負	●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告）